

固定資産の耐用年数の設定経緯（建物を中心に）

東京国税局・大蔵事務官 石田八郎著 会社経理と税務調整
ダイヤモンド社 昭和 27 年 4 月 10 日初版発行

本稿は上記書籍の「附録」269 頁から 347 頁のうちで、建築に関する部分を抜粋したものである。なお誤植、数値等の誤りと判断した箇所には断りなく修正を加えている。また建物と関係が薄いと思われる部分については、項目のみを挙げるか内容の記述を一部省略している箇所がある。

原文は縦書きである。また [] は小松による注釈である。

2014 年 10 月 小松幸夫（早稲田大学）

○固定資産の耐用年数に関する省令別表の取扱について

所得税法、法人税法及びその関係法令の改正に伴う法人税の取扱通達の改正については、別途通達し所得税の取扱についても追って通達する見込であるが、これらに定めるものの外、固定資産の耐用年数等に関する省令別表の取扱を次のとおり定めたから、個人については昭和二十六年分から、法人については昭和二十六年四月一日以後最初に終了する事業年度分からこれにより取り扱われたい。

第一 基本事項

- 一 建物については、その附属設備を除外して建物本体につき省令別表一に掲げる「構造」により区分し更に用途、使用の状況等の「細目」に従いその該当する耐用年数を適用する。
- 二 建物附属設備については、建物本体と区別して省令別表一に定める耐用年数を適用する。すなわち、同表に特掲された附属設備についてはそれぞれの耐用年数を、その他の附属設備又はこれらの附属設備を一括して償却する場合は「前掲する設備以外のもの及び前掲する区分によらないもの」の耐用年数を適用する。
- 三 構築物については、省令別表一に掲げる用途、構造及び細目に該当するものはそれぞれの耐用年数を、その他のもの又はこれらの資産を一括して償却する場合は「前掲以外のもの及び前掲する区分によらないもの」の耐用年数を適用する。なお「鉄道及び軌道用のもの」のうち「軌条及び同附属品」及び「枕木」については、分別耐用年数と総合耐用年数とが定められているが、取替法による償却を行う場合においては「軌条及び同附属品」と「枕木」とを区別して分別耐用年数を適用するものとする。

四 船舶 [略]

五 車りょう [車輛] 及び運搬具 [略]

六 工具 [略]

七 器具及び備品 [略]

八 機械及び装置 [略]

九 個人が昭和二十六年一月一日以前に取得し（中略）固定資産 [略]

一〇 無形固定資産 [略]

一一 個人の有する農業用固定資産 [略]

一二 牛、馬及びめん羊 [略]

第二 細目

一 「〇〇〇〇〇業用のもの」とは、当該事業を業として営む個人又は法人の有する固定資産でその用途に使用されているもののみをいい、「〇〇〇〇〇用のもの」とは、その営む事業にかかわらず当該用途に使用されるものをいう。

二 省令別表一「建物」に掲げる「病院」とは医療法第一条に規定する病院をいうものとする。

三 省令別表一「建物」に掲げる「アパート」とは、多数家族が区分された部屋に住居し独立の生活を営み得るようにしたもので、一般に廊下、階段等を共用する建物をいう。但し、アパートに該当しないような建物であっても、常時従業員の数家族を収容するための寮のようなもので、その使用状況がアパートと類似すると認められるものは、アパートに準じて取り扱うものとする。

四 省令別表一「建物」の「公衆浴場用の建物」又は別表第二「244 公衆浴場設備」とは、一定の入浴料金を収受して不特定多数の者に入浴せしめるいわゆる「銭湯」の建物又は設備をいうのであって、旅館、ホテル、事務所、工場等の浴場は、これに該当しないものとする。

五 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するものは、工場用の建物として取り扱うものとする。

六 省令別表第一「建物」に掲げる「〇〇〇〇〇を直接全面的に受けるもの」とは、これらの液体又は気体を当該建物の内部で製造、処理、使用又は蔵置し、当該建物の一棟にわたりそれらの液体又は気体の腐蝕の影響を全面的に受けるものをいうのであって、当該建物の一部についてのみこれらの影響を受ける場合のその建物は、これに該当しないものとする。

七 省令別表一「建物」に掲げる「その他著しい腐蝕性を有する液体又は気体」とは、希硫酸、醋酸、亜硫酸ガスその他これらのものと同程度の腐蝕性を有する液体又は気体をいう。

八 省令別表一「建物」に掲げる「その他著しい潮解性を有する固体」とは、硫化ソーダ、塩化アンモニア、炭酸カリその他の固体が大気中において自ら水分を吸収してその一部が溶解する現象を生ずる固体をいう。

九 省令別表一「建物」に掲げる「著しい蒸気の影響を受けるもの」とは、操業時間中常

時建物の室内の湿度が九十五%以上であって、当該建物の一棟にわたり蒸気の影響を著しく受けるものをいうものとする。

一〇 省令別表一「建物」の備考欄に掲げる「土居ぶき」とは木羽板ぶきでいわゆる「トントンぶき」をいい、「ルーフィングぶき」とは、強靱なる紙にアスファルト類の耐水物を滲透せしめて耐酸又は耐アルカリ性を与えたもの（それらの表面に石綿細粉、雲母粉末等を密着せしめたものを含む。）でふいたものをいう。

一一 省令別表一「建物」の備考欄に掲げる「掘立造」とは、礎石を用いないで主要柱が直接地面に接し又は礎石に代えて木材を使用している程度の簡易な木造建物をいうものとする。

一二 省令別表一「建物附属設備」のうち「電気設備」とは、工場以外の建物については、受配電盤、変圧器、蓄電器、変流器、配電設備等の電気施設及びネオンサイン以外の照明施設をいい、工場の建物については、電話配線施設をいうのであって動力配線装置はこれに含まれない。

一三 省令別表一「建物附属設備」のうち「汽かん〔罐〕設備」とは蒸気かん〔罐〕の本体、給炭機及び本体の附属設備をいい「暖房設備」とは蒸気暖房の放熱器、パイプ及びこれらの附属品又は熱風暖房の加熱装置、送排風器、風道及びこれらの附属品をいう。

一四 省令別表一「建物附属設備」のうち「前掲する設備以外のもの」とは、消火設備（パイプ、弁及び附属品）、瓦斯設備（パイプ及び附属品）その他建物に固着している設備をいう。

一五 庭園 [略]

一六 門及びへい〔塀〕は構築物であるが、木造建物に附属している簡単な木造の門及びへい〔塀〕については、これを建物に含ましめることができるものとする。

一七 木柱に有刺鉄線を張ったさくは、省令別表一「構築物」の「木造その他」とするものとする。

一八 ほ〔舗〕装道路 [略]

一九 タクシー、ハイヤー [略]

二〇 その他特殊の用途に使用する自動車 [略]

二一 工具 [略]

二二 活字 [略]

二三 ネオンサイン [略]

二四 誘蛾灯 [略]

二五 映画・演劇の大道具、小道具、衣装 [略]

二六 器具及び備品 [略]

二七 工場の現場事務用の器具及び備品 [略]

二八 サイレン [略]

二九 「設備の区分」と「設備の種類」 [略]

- 三〇 部分品、附属品等の製造設備 [略]
- 三一 機械及び装置について適用すべき耐用年数 [略]
- 三二 金属工作機械 [略]
- 三三 電球製造用機械 [略]
- 三四 真空管製造専用機械 [略]
- 三五 機械産業 [略]
- 三六 水素イオン濃度三以下の金属鉱山の鉱業設備 [略]
- 三七 鉱業設備 [略]
- 三八 索道設備 [略]
- 三九 自家発電所の送配電設備 [略]
- 四〇 荷役設備 [略]

○固定資産の耐用年数の算定方式

第一 共通事項

- 一 固定資産の耐用年数は、原則として通常考えられる維持補修を加える場合において、その固定資産の本来の用途用法により現に通常予定される効果を挙げることができる年数、即ち、通常の効用持続年数（以下効用持続年数という。）による。
- 二 前項の効用持続年数は、わが国企業設備の後進性等から考えられる程度の一般的な陳腐化を折り込んだものによる。
- 三 固定資産について、将来における事情の変化により特別の陳腐化、不適合等が生じた場合においては、既に定められている耐用年数による償却の代りに特別償却を行うこととし、従って第一項の効用持続年数にはそれらの事情を考慮しないものとする。
- 四 通常の効用持続について、次のような顕著な不安定性が現実化されている場合に限り、今回の改訂耐用年数にその事情を折り込むこととする。
 - （一）新規産業であって、その製造設備が試験期にある等のため全体として安定していないもの [以下略]
 - （二）現に機械及装置の全部又は一部が陳腐化し、 [以下略]
- 五 効用持続年数は、固定資産を製作し又は建設する場合において、現況を基準とする技術及び素材の材質等によって定める。
- 六 効用持続年数は、原則として、一般的にはその維持補修について通常の注意を払い、又一般的に行われる修繕を行うことを前提とする外、普通の場合に設置され、普通の作業条件により使用される場合等の一般的に考えられる年数によることとする。なお特殊な立地条件等により一般の場合における区別として年数を定める必要がある場合は、その旨を明記して特掲することとする。
- 七 耐用年数は、減価償却計算における償却率の基礎となるものであることが本来の使命

であることにかんがみ、物の寿命というような通俗的な考えかたばかりでなく、所得の適正把握の目的手段であることを明らかにするため、その相互の関連をできるだけ明確にするように資産別の算定方式を以下に作成する。

八 機械設備における総合償却年数は、まず、作業区分ごとに個別的機械の資産価額構成割合による平均年数を算出し、さらに当該機械産業設備全体についてその作業区分ごとに資産価額構成割合による総合平均年数を算出して、それによることとする。この場合における資産価額構成割合は、中庸と認められる標準的設備によって想定する。

第二 機械及び装置

一 汎用機械

（一） 切削研磨用工作機械及び金属加工機械

切削研磨用工作機械及び金属加工機械を使用する企業についてこれらの機械の耐用年数を定めるに当たっては、まず当該事業に要請される機械の精度が考慮されなければならない。

（イ） 機械産業の精度別分類 [略]

（ロ） 切削研磨用工作機械の耐用年数

しかしてこれらの機械産業の主要機械とみられる工作機械（旋盤、ターレット旋盤、[中略]、
 堅フライス盤）のソフトカットで八時間稼働の場合の耐用年数は、次の通りと考える。

一級位としての精度を保持する耐用年数 五年

二級位としての精度を保持する耐用年数 一五年（一級位から二級位まで通算）

三級位としての精度を保持する耐用年数 二五年（一級位から三級位まで通算）

（1） 一級位の機械は日本機械学会制定の [以下略]

（2） 機械工業における切削研磨用工作機械の現在の精度別分布状況は、概ね次の通りと予想される。

	A級産業	B級産業	C級産業
一級位のもの	一〇%	三%	殆どなし
二級位のもの	三〇%	二七%	五%
三級位のもの	六〇%	七〇%	九五%

（注） [略]

（ハ） 現在の切削研磨用工作機械の精度別分類は、右の通りであるが、これは終戦後新規機械の購入が殆どなかった等の特殊事情に基くものであって、通常の状態における精度別分布は、次の通りと考えるべきである。

	A級産業	B級産業	C級産業
一級位	四〇%	三〇%	一〇%
二級位	三五%	三〇%	三〇%
三級位	二五%	四〇%	六〇%

- (二) 電気機器 [略]
- (三) 運搬機械 [略]
- (四) 蒸気機械 [略]
- (五) 内燃機関 [略]
- (六) 気体機械 [略]
- (七) 液体機械 [略]

附表一 各級別工作機械の耐用年数算定の基礎

区分	取得価額 (イ)	残存価額	要償却金額	償却年数	償却額 (ロ)	平均償却年数 (イ÷ロ)
A級	円	円	円	年	円	年
一級	4,000	2,400	1,600	5	320	
二級	3,500	875	2,625	15	175	
三級	2,500	0	2,500	25	100	
計	10,000	3,275	6,725		595	16.8
B級						
一級	3,000	1,800	1,200	5	240	
二級	3,000	750	2,250	15	150	
三級	4,000	0	4,000	25	150	
計	10,000	2,550	7,450		550	18.1
C級						
一級	1,000	600	400	5	80	
二級	3,000	750	2,250	15	150	
三級	6,000	0	6,000	25	240	
計	10,000	1,350	8,650		470	32.2

〔※一級、二級などは機械に要求される精度を示す〕

二 化学機器

化学機器の耐用年数を算定するに当たって、当該化学操作に対応する素材の耐圧度、耐熱度及び耐蝕度を第一に採り上げねばならない。これらは化学機器の物理的耐用年数を定める要素であって、当該化学操作に対応する最高素材を使用すれば最も長い耐用年数が得られることは当然であるが、実際には安い素材を使用して、しばしば設備更新を行った方が却って経済的に有利な場合もあるので、その実情を考慮して現在普通使用されている素材を基礎としてその耐用年数を算定するものとする。而して汎用機械の耐用年数算定方式に準じて一般化学機器の耐用年数を算定すれば、概ね次の通りである。なお、次の耐用年数は、主要化学薬品の影響を受ける場合の例を示すものであるから、腐蝕磨耗等の作用が次に示す化学薬品に類似するものに対してはその耐用年数を準用するものとする。

（一）汎用機器 [略]

（二）化学汎用機器 [略]

第三 建物

建物の建造様式は、種々雑多であって、その耐用年数を的確に定めることは頗る困難であるが、建造様式によって次の五分類とし、その各々の耐用年数を算定するものである。

一 鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造

建物の耐用年数は、まず構造体の耐用年数を採り上げねばならない。構造体から考えると、鉄骨鉄筋コンクリート建物は鉄筋コンクリート建物より長命のように見られるが、鉄骨鉄筋コンクリート建物であっても鉄骨に重点を置くものと鉄筋に重点を置くものとの二通りがあって建造後何れに重点を置いて建造したか判定でき難いものも生ずるので双方同じと考えるものとする。

而して、これらのコンクリート造の建物の耐用年数はその構造体を中核とし、防水設備、床、外装及び窓を骨子として算定するを適当と認める。（附表二の一参照）なほ、建物の附属設備であるエレベーター、冷温装置等については、その敷設の状況を考慮すれば、建物と別途に耐用年数を定めるを適当と認める。

（一）構造体の耐用年数 鉄筋を被覆するコンクリートの中性化速度から算定し中性化が終ったときをもって効用持続年数が尽きたものとするを適当と認める。（注 コンクリートの中性化が終れば内部の鉄骨又は鉄筋は酸化が始まるから、中性化が終ったときに根本的改造を必要とする）

（イ）一般建物については、コンクリート被覆は三糎乃至四糎のものが多く、一糎当り中性化速度を三〇年とすればその耐用年数は三〇年×四糎＝一二〇年とする。

しかし中性化を外装仕上によって防止する手段が講ぜられているため、平均延命年数を三〇年とし、右の一二〇年にこれを加えればその耐用年数は一五〇年となる。

（ロ）工場及び倉庫用の建物については、コンクリート被覆三糎程度のものが多いため前項同様標準を三糎とし、三〇年×三糎＝九〇年に前項同様延命年数三〇年を加えた年数一二〇年をもってその耐用年数とする。

（二）防水床、外装及び窓防水はアスファルト防水の屋上及び地階の平均により二〇年、床は本仕上げにより三〇年、外装はタイル又はモルタルにより五〇年又は二〇年、窓はスチールサッシにより三〇年を基準としてその耐用年数を算定する。なお、これらのものについては全部一回に補修を行うことは極く稀であるため一般の建物においては各種別約1/10程度以上の補修の場合はそれぞれ資本的支出とする。

（三）ホテル、旅館、料理店、劇場等特殊の用途に使用されるものは、比較的命数の短い床、窓、壁等に多額の資金を要しているのみならず、屢々改造が行われ、又客引の競争もあってその有効使用期間は、一般建物の一〇%乃至一五%減と見積るを適当と認められるので、一般の耐用年数より短縮した耐用年数を定めるものとする。

（四）蒸気又は塩等の吸湿性又は腐蝕性を伴うものを取り扱う建物は、コンクリートについてはアルカリ性の維持、鉄については酸化の防止が困難であるからその腐蝕の程度に応じ耐用年数を低減し、最も腐蝕性を有する塩素、発煙硫酸等の直接影響を受けるものは、一般の建物より五割程度耐用年数を低減するものとする。

二 鉄骨造

鉄骨造の建物は、構造体の主体をなす鉄骨を中心に屋根、窓、外壁を骨子としてその耐用年数を算定するものとする。（附表二の二参照）

（一）構造体鉄骨は酸化によって漸次肉厚が減少するものであるから、その内容が 2/3 程度に著減したときをもってその効用年数が尽きたものとする。

一般建物及び普通建物については、鉄骨の肉厚が酸化によって約 2/3 に著減し使用不可能となる時期を四五年とし、これに塗装による延命年数三〇年を加え、その年数を七五年とする。

（二）屋根、窓及び外壁は、屋根は人造スレートにより二五年、窓はスチールサッシにより三〇年、外壁は人造スレートにより二五年を基準としてその耐用年数を算定するものとする。

なお、これらのものについては、各種類別の約 1/10 程度（トタン屋根の取替は 1/5 程度。）以上の補修の場合は、それぞれ資本支出とする。

（三）ホテル等特殊の用途に使用するもの及び腐蝕性を有するものを取り扱う建物については、コンクリート造の場合に準じて一般の耐用年数より低減するものとする。

三 煉瓦造及び石造

（1）トラス鉄製

構造体の主体をなすものは煉瓦又は石であるが煉瓦又は石はトラスの年数が尽きたとき取り崩されるためトラスを中心に屋根及び窓を骨子として耐用年数を算定するものとする。（附表二の三参照）

（一）トラス 鉄骨の年数は、鉄骨作りの場合と大体同様であるが直接風雨にさらされる場合が少ないので酸化促進を防止しているためその耐用年数は、一般建物については八〇年、工場用の建物については七五年とする。

（二）屋根及び窓 屋根は、一般建物については粘土瓦により四〇年、工場建物については石綿スレートにより二五年によりその耐用年数を算定するものとする。なお、これらのものについての補修を資本支出とするものは、鉄骨造の場合に準ずるものとする。

（三）ホテル等特殊の用途に使用するもの及び腐蝕性を有するものを取り扱う建物については、コンクリート造の場合に準じて一般の耐用年数より低減するものとする。

（2）トラス木製

トラス鉄製の場合と同様煉瓦の年数はトラスの年数と同一と見てトラスを中心に屋根、窓を骨子として耐用年数を算定する。（附表二の四参照）

（一）トラス 木製であっても良材を使用している場合が普通であるのでその耐久力は鉄

製の場合と殆ど変わりなく、一般建物の場合、その耐用年数は七〇年とする。

（二）屋根及び窓 トラス鉄製の場合と同様とする。

（三）ホテル等特殊の用途に使用するもの及び腐蝕性を有するものを取り扱う建物については、コンクリート造の場合に準じて一般の耐用年数より低減するものとする。

四 土蔵造

基礎主柱を中心として屋根及び外廻軸組を骨子として耐用年数を算定するものとする。

（一）構造体基礎については玉石は打込み、大谷石は布引のものを、主柱については四寸角のものを基準とし、その耐用年数を五〇年とする。

（二）屋根及び外廻軸組屋根は粘土瓦によりその耐用年数を五〇年とする。

五 木造（木骨モルタル造りを含む。）

（1）木造

基礎主柱を中核とし屋根、外廻軸組を骨子として耐用年数を算定するものとする。（附表二の六参照）

（一）構造体住宅については基礎玉石打込コンクリート布引、主柱については三・五寸角のものを基準としその耐用年数を五〇年とする。

（二）屋根及び外廻軸組、長命資産のものを基準とし各種類別の屋根垂鉛鉄板のものについては約 1/5 程度以上、それ以外のものについては 1/10 程度以上の補修は資本支出とする。但し、屋根が杉皮及び土居わら造のものについては、その屋根の葺替の全部を修繕とする。

（三）昭和十八年以後建築した主要柱三・三寸角以下の簡易建物で、土居杉皮、ルーフィング及び垂鉛鉄板葺のものは、構造体も甚だ堅牢性に乏しいので、この点を考慮し、その耐用年数を一律に一二年と定めるものとする。

（四）ホテル等特殊の用途に使用するもの及び腐蝕性を有するガスを取り扱う建物については、コンクリート造の場合に準じて一般の耐用年数より低減するものとする。

（2）木骨モルタル造

木骨モルタルのものについては、一般の木造に比し外廻軸組が湿気を呼び勝ちで腐蝕するので、その耐用年数は、一般建物に比し一割程度耐用年数を低減するものとする。なおホテル等特殊の用途に使用するもの及び腐蝕性を有するものを取り扱う建物については、コンクリート造の場合に準じて一般耐用年数より低減するものとする。

（3）掘立柱

主柱が地面に直接接している建物（礎石のないもの）所謂掘立造の建物については、主柱が腐蝕して大体八年乃至十年程度で維持が困難となり、屋根及び外廻軸組等も大体これと相応するものを使用している状況であるので、その耐用年数を八年とする。

附表二

固定資産の耐用年数の設定経緯（「会社経理と税務調整」より）

附表二の一 鉄筋鉄骨コンクリート及び鉄筋コンクリート造

種別	防水	床	外装	窓	構造体 その他	総合	改訂見込年数 ()は現行年数
事務所、店舗、住宅、社 寺、教会、図書館、美術 館等一般の建物			タイル	チールサッシ			
	20	30	50	30	150	74.1	75
	135	720	720	1260	7165	10000	(80)
変電所、発電所、工場、 倉庫、停車場及び車庫 用の建物で下記以外の もの	6.7	24.0	14.4	42.0	47.7	134.8	
	20	20	20	25	120	56.1	55
	160	850	170	1440	7380	10000	(60)
塩、智利硝石その他著しい潮解性 を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受ける工場、倉庫用の 建物	8.0	42.5	8.5	57.6	61.5	178.1	
	20	15	15	20	90	43.4	45
	160	850	170	1440	7380	10000	(60)
腐蝕性を有する液体又は 気体の影響を直接全 面的に受ける工場倉庫 並に冷凍倉庫用の建物	8.0	56.6	11.3	72.0	82.0	229.9	
	15	15	10	15	75	35.8	35
	160	850	170	1440	7380	10000	(40)
	10.6	56.6	17.0	96.0	98.4	278.6	

年
円
円

附表二の二 鉄骨造

種別	屋根	窓	外装	鉄骨 その他	総合	改訂見込年数 ()は現行年数
事務所、店舗、住宅、社 寺、教会、図書館、美術 館等一般の建物	人造スレート	スチールサッシ	人造スレート			
	25	30	25	75	52.1	50
	800	1600	200	7400	10000	(80)
変電所、発電所、工場、 倉庫、停車場及び車庫 用の建物で下記以外の もの	32.0	53.0	8.0	98.6	191.6	
	25	25	20	70	47.2	45
	800	1600	200	7400	10000	(60)
塩、智利硝石その他著しい潮解性 を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受ける工場、倉庫用の 建物	32.0	64.0	10.0	105.7	211.7	
	25	20	20	60	40.7	40
	800	1600	200	7400	10000	(60)
腐蝕性を有する液体又は 気体の影響を直接全 面的に受ける工場倉庫 並に冷凍倉庫用の建物	32.0	80.0	10.0	98.6	245.3	
	20	15	15	45	30.8	30
	800	1600	200	7440	10000	(40)
塩素、クロールズルホン酸、シア ン、塩酸、発煙硫酸、無水硫酸、 弗酸及び硝酸並びにこれらのガス の影響を直接全面的に受ける工 場建物	40.0	106.6	13.3	164.4	324.3	
	15	12	10	40	25.5	25
	800	1600	200	7400	10000	(40)
	53.3	233.3	20.0	185.0	391.6	

年
円
円

附表二の三 煉瓦造（トラス鉄製）

種別	屋根	窓	トラスその他	総合	改訂見込年数 ()は現行年数	年 円 円
事務所、店舗、住宅、社 寺、教会、図書館、美術 館等一般の建物	粘土瓦	スチールサッシ				
	40	30	80	63.2	65	
	140	1500	8360	10000	(80)	
	3.5	50.0	104.5	158.0		
変電所、発電所、工場、 倉庫、停車場及び車庫 用の建物で下記以外の もの	石綿スレート					
	25	25	75	56.8	55	
	100	1500	8400	10000	(60)	
	4.0	60.0	112.0	176		
塩、智利硝石その他著しい潮解性 を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受ける工場、倉庫用の 建物			65	48.1	45	
	25	20				
	100	1500	8400	10000	(60)	
	4.0	75.0	129.2	208.2		
腐蝕性を有する液体又 は気体の影響を直接全 面的に受ける工場倉庫 並に冷凍倉庫用の建物			50	36.6	35	
	20	15				
	100	1500	8400	10000	(40)	
	5.0	100.0	168.0	273		
塩素、クロールズルホン酸、シア ン、塩酸、発煙硫酸、無水硫酸、 弗酸及び硝酸並びにこれらのガス の影響を直接全面的に受ける工 場建物			40	29.2	30	
	15	12				
	100	1500	8400	10000	(40)	
	6.6	125.0	210.0	341.6		

附表二の四 煉瓦造（トラス木製）

種別	屋根	窓	トラスその他	総合	改訂見込年数 ()は現行年数	年 円 円
事務所、店舗、住宅、社 寺、教会、図書館、美術 館等一般の建物	粘土瓦	スチールサッシ				
	40	30	70	57.2	55	
	140	1600	8260	10000	(60)	
	3.5	53.3	118.0	174.8		
変電所、発電所、工場、 倉庫、停車場及び車庫 用の建物で下記以外の もの	石綿スレート					
	15	20	60	45.2	45	
	140	1600	8260	10000	(55)	
	3.5	80.0	137.6	221.1		
塩、智利硝石その他著しい潮解性 を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受ける工場、倉庫用の 建物			50	39.8	40	
	15	20				
	40	1600	8260	10000	(50)	
	5.6	80.0	165.2	250.8		
腐蝕性を有する液体又 は気体の影響を直接全 面的に受ける工場倉庫 並に冷凍倉庫用の建物			40	30.5	30	
	10	15				
	140	1600	8260	10000	(35)	
	14.0	106.6	206.5	327.1		
塩素、クロールズルホン酸、シア ン、塩酸、発煙硫酸、無水硫酸、 弗酸及び硝酸並びにこれらのガス の影響を直接全面的に受ける工 場建物			35	26	25	
	10	12				
	140	1600	8260	10000	(35)	
	14.0	133.3	236.0	383.3		

固定資産の耐用年数の設定経緯（「会社経理と税務調整」より）

附表二の五 土蔵造

種別	屋根	外廻軸組	その他	総合	改訂見込年数 ()は現行年数	年 円 円
事務所、店舗、住宅及び 下記以外の建物	粘土瓦					
	50	20	50	37.1	35	
	660	2300	7040	10000	(40)	
	13.2	115.0	140.8	269.0		
工場及び倉庫用の建物	セメント瓦					
	30	20	30	26.9	25	
	660	2300	7040	10000	(30)	
	22.0	115.0	234.7	371.7		

附表二の六 木造（主要杉柱四寸の場合）

種別	建具	屋根	外廻軸組	その他	総合	改訂見込年数 ()は現行年数	年 円 円
事務所、店舗、住宅、社 寺、教会、図書館、美術 館及び下記以外の一般 建物		粘土瓦					
	20	50	25	50	32.0	30	
	3000	560	1085	5355	10000	(30)	
	150.0	11.2	43.4	107.1	311.7		
旅館、ホテル、料理店、 貸席、劇場、映画館、舞 踏場、病院、学校、寄宿 舎及びアパート用の建物							
	20	40	20	40	30.0	30	
	2000	660	1300	6040	10000	(30)	
	100.0	16.5	65.0	151.0	332.5		
変電所、発電所、工場、 倉庫、停車場（上屋を含 む）及び車庫用で下記 以外の建物		セメント瓦					
		15	15	25	21.6	20	
		800	1550	7650	10000	(20)	
		53.3	103.3	306.0	462.6		
塩、智利硝石その他著しい潮解性 を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受ける工場、倉庫用の 建物		セメント瓦					
		15	10	20	16.9	15	
		800	1550	7650	10000	(20)	
		53.3	155.0	382.5	590.8		
腐蝕性を有する液体又 は気体の影響を直接全 面的に受ける工場倉庫 並に冷凍倉庫用の建物		セメント瓦					
		10	8	15	12.7	12	
		800	1550	7650	10000	(12)	
		80.0	193.7	510.0	783.7		
塩素、クロールズルホン酸、シア ン、塩酸、発煙硫酸、無水硫酸、 弗酸及び硝酸及び濃度22%以上 のアルカリ並びにこれらのガスの 影響を直接全面的に受けるもの		セメント瓦					
		10	7.5	12	10.8	10	
		800	1550	7650	10000	(12)	
		80.0	206.6	637.5	924.1		

（備考）

建物附属設備

- 一 昇降設備 耐用年数 二五年 駆動装置及びフレームの取替は資本支出
- 二 ボイラー
 - 鋼板製のもの 二五年 ドラムの取替は資本支出
 - 鋳鉄製のもの 一五年

固定資産の耐用年数の設定経緯（「会社経理と税務調整」より）

三	給水設備	二〇年	
四	放熱器		
	鋳鉄製のもの	二五年	
	鋼板製のもの	一五年	
五	衛生設備		
	陶器	二〇年	
	浄水タンクその他	二五年	
六	換気装置		
	多段式送風機	二五年	
	単 〃	二〇年	
七	冷凍機		
	大型	二〇年	シリンダーの取替は資本支出
	小型（三〇馬力以下）	一五年	
八	受配電設備	二五年	

第四 構築物

構築物の建造様式は、鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、石造、ブロック造、鉄骨造、木造、土造、コンクリート造等一応の区分はできるが、その用途は全く種々雑多であって、一律明確に耐用年数を算定することは頗る困難であるが、次の基準によって算定するものとする。

一 鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造り

（一）ダム（発電用のもの）

防岸コンクリート被覆は最低十糎位と抑え、水をたたえない場合コンクリートの一糎当りの中性化速度三〇年から計算すれば三〇〇年となるが、水による風化作用の減耗を三分の一と見積れば二〇〇年となり、安全度を一〇〇%とすればその耐用年数は一〇〇年となる。

（二）隧道

捲立を被覆するコンクリート厚五糎と抑え、中性化速度一糎当り三〇年から計算すれば一五〇年となるが、地圧、水圧による風化作用の減耗を二分の一と見積ればその耐用年数は七五年となる。

（三）橋梁

平水の場合コンクリート被覆五糎のもの算定を試みれば

橋床部	橋脚部	総合年数	総合安全度	実役年数
六〇年	一〇〇年	七五年	二〇%減	六〇年
五, 〇〇〇	五, 〇〇〇	一〇, 〇〇〇		
八三	五〇	一三三		

（四）堤防（ダム小型用のもの）

コンクリート被覆五種のもの算定を試みれば一五〇年となるが、水による風化作用の減耗を差引けば、（一）と同様一〇〇年となり安全度を一〇〇%とすれば五〇年の耐用年数を得る。

二 鉄骨造

（一）橋梁

鉄骨造りの橋梁は、鉄材の耐用年数をもって橋梁の寿命と考えられる。鉄骨の寿命については鉄骨造家屋の場合に述べたように七五年と推定できるが、更に安全度を見積れば四五年（四割減）を適当と認められる。（鉄道用のものを除く。）

（三）浮ドック

鋼船の算定方式に準ずる。

三 煉瓦造及び石造

防壁（擁壁）

煉瓦造家屋の算定方式に準じ算定し風化作用による減耗（約三割）減を見込んで五〇年とするを適当と認める。

四 コンクリート造

貯水池（擁壁斜面のもの）

コンクリートの中酸化速度から算定すれば長命のように考えられるが、水圧、土圧による減耗が甚しく鉄筋コンクリートの場合に比較して二割減の四〇年を適当と認める。

五 木造

汎用機械算定方式中ベルトコンベヤーの屋外フレームの取扱に準ずる。

六 土造

（一）防壁（よう壁）堤防

一般に土崩れを防ぐ目的で芝生を使用している関係上長命にしてその耐用年数は三〇年と見積るを適当と認められる。

（二）道路（用地を除く）

舗装の種類をコンクリート舗装、アスファルト舗装及びビチューマルス舗装に分けて舗装面の年数を考えるを適当と認める。

第五 船舶

船舶の耐用年数の算定に当っては、まずその船舶の船体強度を物理的に考えなければならぬ。船舶安全法よると船舶鋼板の強度維持には（一）の予備厚が限界とされている。

（一）

船長	三〇米	六〇米	九〇米	一二〇米	一五〇米	一八〇米
予備厚	〇.一耗	〇.三耗	〇.七耗	一.〇耗	一.二耗	一.五耗

而して船舶は毎年の運行によって磨耗するものであるから、右の予備厚の外船舶安全性の基準によれば概ね次の予備厚を附加することが要求されている。

(二)

船長	三〇米	六〇米	九〇米	一二〇米	一五〇米	一八〇米
予備厚	二.〇耗	一.六耗	一.九耗	一.六耗	一.二耗	一.一耗

従って、船舶の厚さは、右の（一）及び（二）の合計で次の通りとする。

(三)

船長	三〇米	六〇米	九〇米	一二〇米	一五〇米	一八〇米
予備厚	二.一耗	一.九耗	二.七耗	二.六耗	二.四耗	二.六耗

よって船舶の物理的耐用年数は、右の厚さを考慮して、毎年の減〇.〇六耗として計算すれば（四）の通りとする。

(四)

船長	三〇米	六〇米	九〇米	一二〇米	一五〇米	一八〇米
物理的耐用年数	三五年	三二年	四五年	四三年	四〇年	四三年

しかしながら、これらは安全度を全く無視した物理的耐用年数であって、安全度を一〇割必要とするものと考えれば、前記耐用年数は（五）の通り変化する。

(五)

船長	三〇米	六〇米	九〇米	一二〇米	一五〇米	一八〇米
耐用年数	一八年	一六年	二二年	二二年	二〇年	二二年

船舶の耐用年数としては、一応上の基準によるを適当と認められるが、他面大型船については建造後二四年目第二次第三種検査が行われ、又漁船については建造後一八年目頃に精密検査が行われ、この年数と上の年数が大略一致するため船舶の耐用年数は大型船については、二四年、漁船については一八年を基準として別表の通り算定するを適当とする。

(六) 海運界及び漁業界は盛衰が著しく繋船がしばしば行われる実情にかんがみその経済性を考慮し、大型漁船用の耐用年数は一五年を基準とする。

なおこれが算定に当りては戦時標準型船及び続行船については強度が現行基準より一割乃至三割低位にあるためそれぞれ耐用年数を減じ、戦後第四次造船計画による造船及び昭和二十四年末までに進水した漁船、油槽船等については素材不良による強度不足のためそれぞれ耐用年数を減じ、油槽船については油類の搬出入による船体内部からの磨耗を耐用年数の上で一割程度考慮している。

附表三 船舶の耐用年数 [略]

第六 その他

(一) 車両及び運搬具

1 運送事業用自動車（タクシー、三輪車を除く。）

年間走行距離四万キロとし、シャシー五、一年とボデー四、八年の耐用年数により、その加重平均年数を求め、その耐用年数を五年とする。

2 タクシー

年間走行距離が（1）より二、三割程度増加する傾向が認められるので（1）の二〇%減により、耐用年数を四年とする。

3 運送事業用三輪車

貨物用は、部品の耐久力が普通自動車の二〇%程度減と認められるので、その耐用年数を四年（イ）とし、乗用車は、年間走行距離が貨物用より更に二〇%程度増加するものと認められるので（イ）の二〇%減により耐用年数を三年とする。

4 運送事業以外の事業用自動車

年間走行距離が（1）の運送事業用自動車より二〇%程度少いものと認められるので（1）の二〇%増により耐用年数を六年とする。

5 軽車両

軽車両については運送事業用のものとその他の事業用のものに区分し、運送事業用のものは自転車二年、リヤカー三年、牛馬車六年とし、その他の事業用のものについては、その消耗度を考慮しその二倍の年数をもってその耐用年数とする。

（二）工具

工具類の耐用年数を定めることは、その使用状況が千差万別であるため、頗る困難であるが用途別分類に従ってこれを定めれば大略次のように考えられる。

測定工具

ブロックゲージ、ウィックマンゲージ等 一〇年

鋸圧工具及び取付工具（型及び木製切削治具を含む。）

（治具類、型打、型、プレス等） 四年

切削工具及び雑工具

手動のものチェーンブロック、チャック 六年

機動のもの合金ダイス、正面フライス、ダイヤモンド工具類、丸鋸、型鋸 三年

但し、使用激甚のものは消耗品とする。

（三）器具及び備品

器具及び備品についても工業と同様その種類が多く、すべてを網羅することは困難であるため、器具及び備品が主要な固定資産である美容業、理容業、旅館、ホテル等接客業等のものについては、使用状況を考慮の上特に短縮した年数を定め、その他のものについても、その種類に応じ適当と認める耐用年数を定めるものとする。

附表四 第一別表二に掲げる全面陳腐化年数と算出年数の比較表 [略]

別表一 機械及び装置以外の有形固定資産の耐用年数 [略]

別表二 機械及び装置の耐用年数 [略]

別表三 無形固定資産の耐用年数 [略]

別表四 農業用固定資産の耐用年数 [略]

固定資産の耐用年数の設定経緯（「会社経理と税務調整」より）

別表五 陳腐化した機械及び装置の耐用年数 [略]

別表六 牛馬果樹等の使用又は収穫可能な年数 [略]

別表七 固定資産及び牛馬果樹等の償却率 [略]